# 共同研究講座設置契約書

国立大学法人千葉大学（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は，次の各条によって共同研究講座設置契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第１条　本契約書において，次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

一　「共同研究講座」とは，共通の課題について千葉大学と共同して研究を実施しようとする企業等から受け入れる経費等を活用して千葉大学内に設置及び運営されるもので，講座に相当するもの（以下，本契約によって設置するものを「本共同研究講座」という。）をいう。

※　「共同研究部門」の設置の場合は，「講座」を「部門」に置き換えること（本契約書全文についても同様）

二　「研究成果」とは，本契約に基づき得られたもので，本共同研究講座の目的に関係する発明，考案，意匠，著作物，ノウハウ等の成果をいう。

三　「知的財産権」とは，次に掲げるものをいう。

　イ　特許法（昭和３４年法律第１２１号）に規定する特許権，実用新案法（昭和３４年法律第１２３号）に規定する実用新案権，意匠法（昭和３４年法律第１２５号）に規定する意匠権，商標法（昭和３４年法律第１２７号）に規定する商標権，半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和６０年法律第４３号）に規定する回路配置利用権，種苗法（平成１０年法律第８３号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

　ロ　特許法に規定する特許を受ける権利，実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利，意匠法に規定する意匠登録を受ける権利，商標法に規定する商標登録を受ける権利，半導体集積回路の回路配置に関する法律第３条第１項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利，種苗法第３条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

　ハ　著作権法（昭和４５年法律第４８号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

　ニ　秘匿することが可能な技術情報であって，かつ，財産的価値のあるものの中から，甲乙協議の上，特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）

四　「発明等」とは，特許権の対象となるものについては発明，実用新案権の対象となるものについては考案，意匠権，商標権，回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作，育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。

五　知的財産権の「実施」とは，特許法第２条第３項に定める行為，実用新案法第２条第３項に定める行為，意匠法第２条第３項に定める行為，商標法第２条第３項に定める行為，半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為，種苗法第２条第５項に定める行為，著作権法第２条第１項第１５号及び同項第１９号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

六　「研究担当者」とは，本共同研究講座において研究に従事する甲又は乙に属する本契約の別表第１に掲げる者及び本契約第４条第２項に該当する者をいう。また，「研究協力者」とは，本契約の別表第１及び本契約第４条第２項記載以外の者であって本共同研究講座の研究に協力する者をいう。

（共同研究講座の名称等）

第２条　甲及び乙は，次の共同研究講座を設置し，研究を実施するものとする。

(１)　共同研究講座の名称

(２)　共同研究講座の研究目的及び課題

(３)　役割分担（別表第１のとおり）

(４)　千葉大学内設置部局

(５)　設置場所

（設置期間）

第３条　本共同研究講座の設置期間は，令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日までとする。

（本共同研究講座における研究に従事する者）

第４条　甲及び乙は，それぞれ別表第１に掲げる者を本共同研究講座の研究担当者として参加させるものとする。

２　甲は，乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究講座の研究に従事させる者を外部機関共同研究員として受け入れることができる。

３　甲及び乙は，甲又は乙に属する者を新たに本共同研究講座の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

（研究協力者の参加及び協力）

第５条　甲乙のいずれかが，本共同研究講座における研究遂行上，研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合，相手方の同意を得た上で，当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究講座における研究に参加させることができる。

２　甲又は乙は，雇用関係のある者であって，研究担当者以外の者を研究協力者として加えるに当たっては，研究協力者となる者に本契約に基づき自らが負う義務と同様の義務を遵守させなければならず，当該研究協力者になる者による義務の履行につき責任を持つものとする。ただし，甲においては甲と雇用関係のない就学中の学部生，大学院生，研究生，研究員等（以下「学生等」という。）を本共同研究講座における研究に参加させる場合は，甲の研究代表者は本契約を遵守するよう，学生等に必要な教育・指導を行うものとする。

３　研究協力者が本共同研究講座における研究の結果，発明等を行った場合の取扱いについては，本契約の知的財産権に係る規定を準用するものとする。

（実績報告書の作成）

第６条　甲及び乙は，双方協力して，共同研究講座における研究の実施期間中に得られた研究成果についての報告書を，本契約完了後にとりまとめるものとする。

（研究経費の負担）

第７条　乙は，別表第２に掲げる研究経費を負担するものとする。

（研究経費の支払）

第８条　乙は，別表第２に掲げる研究経費を，甲が発行する請求書により，請求書に定める納入期限までに支払わなければならない。なお，研究経費の支払いに係る銀行手数料等は，乙の負担とする。

２　乙は，所定の支払期限までに前項の研究経費を支払わないときは，支払期限日の翌日から支払いの日までの日数に応じ，その未納額に年５％の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

（経理）

第９条　前条の研究経費の経理は甲が行う。ただし，乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合，これに応じなければならない。

（研究経費により取得した設備等の帰属）

第１０条　別表第２に掲げる研究経費により取得した設備等は，甲に帰属するものとする。

（施設・設備等の提供等）

第１１条　甲及び乙は，自己の施設・設備等を本共同研究講座の用に供するものとする。

２　甲は，本共同研究講座の用に供するため，乙から別表第３に掲げる乙の所有に係る設備等を乙の同意を得て無償で受け入れ，共同で使用するものとする。なお，甲は乙から受け入れた設備等について，その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

３　前項に規定する設備の搬入及び据付けに要する経費は，乙の負担とする。

（講座の廃止又は設置期間の変更等）

第１２条　天災その他研究遂行上やむを得ない事由がある場合は，甲乙協議の上，本共同研究講座を廃止し，又は研究期間を延長することができる。この場合において，甲又は乙はその責を負わないものとする。

２　前項に基づく場合を除き，甲又は乙からの本共同研究講座廃止の申し入れがあった場合は，甲乙協議の上，双方の合意のあるときに限り，本共同研究講座を廃止できるものとする。

３　本共同研究講座に係る設置期間，研究経費及び大幅な研究内容に関して変更がある場合は，甲乙協議の上，共同研究講座変更契約書を締結するものとする。

（本契約の完了又は共同研究講座廃止等に伴う研究経費等の取扱い）

第１３条　本契約を完了し，又は前条の規定により，本共同研究講座を廃止した場合において，第８条第１項の規定により乙が甲に支払った研究経費（間接経費及び研究料を除く。）の額に不用が生じた場合は，乙は甲に不用となった額の返還を請求することができる。甲は乙からの返還請求があった場合，これに応じなければならない。

２　甲は，共同研究講座設置期間の延長及びその他の理由により納入された研究経費に不足を生じる恐れが発生した場合には，直ちに乙に書面により通知するものとする。この場合において，乙は甲と協議の上，不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。乙が経費を負担できないときには，本契約の継続について，甲乙協議の上決定するものとする。

３　甲は，本契約を完了し，又は本共同研究講座を廃止したときには，第１１条第２項の提供設備等を契約の完了又は講座廃止の時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において，撤去及び搬出に要する経費は，乙の負担とする。

（知的財産権の帰属及び出願）

第１４条　甲及び乙は，本共同研究講座における研究の実施に伴い発明等を創作した場合には，速やかに相互に通知しなければならない。

２　本共同研究講座における研究の実施により得られる知的財産権の甲の持分は，甲又は甲に属する研究担当者に帰属するものとする。

３　甲又は乙はそれぞれ，甲又は乙に属する研究担当者が本共同研究講座における研究の結果，単独で発明等を行ったときは，単独帰属とし，単独で出願等の手続きを行うことができるが，当該発明等に係る知的財産権の出願等の前にあらかじめ乙又は甲の確認を得るものとする。この場合，出願等の手続き及び権利保全に要する費用は，出願等を行おうとする者が負担するものとする。

４　甲及び乙は，甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が本共同研究講座における研究の結果，共同して発明等を行い，当該発明等に係る知的財産権のうち，甲に属する研究担当者の持分を第２項の規定により甲がすべて承継した場合において，当該発明等に係る出願等を行おうとするときは，当該知的財産権に係る甲及び乙の持分を協議して定めた上で，別途締結する共同出願等契約にしたがって共同して出願等を行うものとする。ただし，甲又は乙は，当該知的財産権を相手方から承継した場合，単独で出願等をすることができる。

５　乙は，本共同研究講座における研究の結果創造した発明等が甲に属する研究担当者と乙とが共有することとなった場合の当該出願等について，当該研究担当者と協議の上，別途定めるものとする。

（外国出願）

第１５条　外国における発明等に関する知的財産権の設定登録出願，権利保全（以下「外国出願」という。）についても適用する。

２　甲及び乙は，外国出願を行うにあたっては，双方協議の上行うものとする。

（甲単独帰属の知的財産権の取扱い）

第１６条　乙は，第１４条第３項の規定により甲に単独帰属した知的財産権（以下「甲単独知的財産権」という。）の取扱いについて，当該甲単独知的財産権の出願後原則１８０日以内に，次に掲げるものから一つを選択できるものとする。

一　譲渡を受ける

二　独占的な実施権の付与を受ける

三　非独占的な実施権の付与を受ける

四　設定登録時まで選択を保留する

２　甲及び乙は，乙が前項各号のいずれかを選択したときは，選択した取扱いに関する条件等について協議の上，別途決定するものとする。

３　甲は，乙が第１項各号のいずれも選択しないときは，当該甲単独知的財産権について，自由に第三者に譲渡又は実施許諾できるものとする。

（共有知的財産権の取扱い）

第１７条　乙は，第１４条第４項の規定により甲と乙が共有することとなった知的財産権（以下「共有知的財産権」という。）の取扱いについて，当該共有知的財産権の出願後原則１８０日以内（共同出願等契約において，別に期限を定めた場合は，その期限による）に，次に掲げるものから一つを選択できるものとする。

一　甲の持分の譲渡を受ける

二　独占的な実施権の付与を受ける

三　非独占的な実施権の付与を受ける

四　設定登録時まで選択を保留する

２　甲及び乙は，乙が前項各号のいずれかを選択したときは，選択した取扱いに関する条件等について協議の上，別途決定するものとする。

３　甲及び乙は，乙が第１項各号のいずれも選択しないときは，当該共有知的財産権について，自由に第三者に持分譲渡又は実施許諾できるものとする。

　（共有知的財産権の実施料）

第１８条　共有知的財産権を第三者に実施させた場合の実施料は，その許諾者の如何にかかわらず，当該共有知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて，それぞれに配分するものとする。なお，配分の基礎となる実施料からは，第三者に実施させるに要した交渉費用を控除することができるものとする。

（ノウハウの指定）

第１９条　甲及び乙は，本共同研究講座における研究の結果，ノウハウに該当するものが生じた場合は，協議の上，速やかに書面にて指定するものとする。

２　ノウハウの指定に当たっては，秘匿すべき期間を明示するものとする。

３　前項の秘匿すべき期間は，甲乙協議の上，決定するものとし，原則として，本共同研究講座における研究完了の翌日から起算して５年間とする。ただし，指定後において必要があるときは，甲乙協議の上，秘匿すべき期間を延長し，又は短縮することができる。

（プログラム等及びノウハウの取扱い）

第２０条　本共同研究講座における研究の結果生じたプログラム等及びノウハウの取扱いについては，第１４条から第１８条における発明等の取扱いに準じるものとし，甲乙協議の上，別途決定するものとする。

（甲における研究成果の使用）

第２１条　甲及び甲の研究担当者は，第１９条のノウハウ秘匿期間及び第２３条の秘密保持の義務を遵守の上，一切の研究成果を教育及び研究活動のために無償にて使用することができるものとする。

２　甲の研究担当者は，甲の所属を離れて他の非営利研究機関で教育及び研究活動を行う場合においても，前項が準用されるものとする。

（情報交換）

第２２条　甲及び乙は，本共同研究講座における研究の実施に必要な情報，資料等を，相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし，甲及び乙以外の者との契約により秘密保持の義務を負っているものについては，この限りではない。

２　提供又は開示された情報，資料等のうち返還の必要があるものについては，本契約完了後又は本共同研究講座廃止後，相手方に返還するものとする。

（秘密の保持）

第２３条　甲及び乙は，本共同研究講座における研究の実施に当たり，相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について，研究担当者，研究協力者，甲乙の役員及び知る必要のある最低限の従業員・教職員（以下「研究担当者等」という。）以外に開示・漏洩してはならない。また，甲及び乙は，相手方より開示を受けた情報に関する秘密について，当該研究担当者等がその所属を離れた後も含め保持する義務を，当該研究担当者等に対し負わせるものとする。ただし，次のいずれかに該当する情報については，この限りではない。

一　開示を受け又は知得した際，既に自己が保有していたことを証明できる情報

二　開示を受け又は知得した際，既に公知となっている情報

三　開示を受け又は知得した後，自己の責めによらずに公知となった情報

四　正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

五　相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

六　書面により事前に相手方の同意を得たもの

２　甲及び乙は，相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を本共同研究講座における研究以外の目的に使用してはならない。ただし，書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

３　前２項の有効期間は，本共同研究講座設置の日から本契約完了後又は本共同研究講座廃止後５年間とする。ただし，甲乙協議の上，この期間を延長し，又は短縮することができるものとする。

（進行状況報告会等の開催）

第２４条　本共同研究講座の運営及び研究の管理は，甲及び乙が共同して行うものとする。

２　甲及び乙は，本契約の有効期間中，定期的に進行状況報告書を相互にとりまとめ，報告会等を開催し，本共同研究講座の活動状況について報告を行うとともに進行その他について協議を行う。なお，定期的開催以外にも甲乙協議の上，必要に応じて報告会等を開催することができる。

（研究成果の取扱い）

第２５条　甲及び乙は，本契約完了（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算し２か月以降，本共同研究講座における研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果）について，第２３条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示，発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし，研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ，相手方の同意を得た場合は，公表の時期を早めることができるものとする。なお，いかなる場合であっても，相手方の同意なく，ノウハウは第１９条第３項に規定する秘匿期間の間，開示してはならない。

２　前項の場合，甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は，研究成果の公表等を行おうとする日の６０日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また，公表希望当事者は，事前の書面による了解を得た上で，その内容が本共同研究講座における研究の結果得られたものであることを明示することができる。

３　通知を受けた相手方は，前項の通知の内容に，研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは，当該通知受理後３０日以内に開示，発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし，公表希望当事者は，相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は，研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については，相手方の同意なく，公表してはならない。ただし，相手方は，正当な理由なく，かかる同意を拒んではならない。

４　第２項の通知しなければならない期間は，第２３条第３項に規定する秘密保持期間とする。ただし，甲乙協議の上，この期間を延長し，又は短縮することができるものとする。

５　第２項及び第３項に規定する通知は，甲及び乙の研究代表者間の通知をもって足りるものとする。

（他の共同研究等の実施）

第２６条　本共同研究講座が，他の機関と共同研究，受託研究あるいは委託研究を実施するときは，事前に甲及び乙は相手方の同意を得なければならない。その場合，研究成果，知的財産権などについて別途取決めがあるものについては，本契約の規定を適用しないものとする。

（安全保障輸出管理）

第２７条　甲及び乙は，本契約に従い相手方から提供される貨物又は技術を輸出又は非居住者への提出を行う場合，外国為替及び外国貿易法等に従い輸出許可取得等必要な手続を行う。

２　甲及び乙は，本契約又は個別契約に従い相手方から提出・支給・貸与されるいかなる貨物又は技術も大量破壊兵器等の設計・製造・使用・保管等の目的に自ら使用せず，また，かかる目的に使用されることが判明している場合は直接・間接を問わず輸出又は非居住者への提出を行わない。

（契約の解除）

第２８条　甲は，乙が第６条に規定する乙に係る研究経費を所定の支払期限までに支払わないときは，本契約を解除することができる。

２　甲及び乙は，次の各号のいずれかに該当し，催告後３０日以内に是正されないときは，本契約を解除することができるものとする。

一　相手方が本契約の履行に関し，不正又は不当の行為をしたとき

二　相手方が本契約に違反したとき

（損害賠償）

第２９条　甲又は乙は，前条に掲げる事由及び甲，乙，研究担当者又は研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには，相手方が直接的に被った通常の損害の範囲内で賠償しなければならない。

（契約の有効期間）

第３０条　本契約の有効期間は，第３条に定める期間とする。

２　本契約の失効後も，第５条，第６条，第１３条から第２６条，第２９条及び第３２条の規定は，当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（協議）

第３１条　本契約に定めのない事項について，これを定める必要があるときは，甲乙協議の上，定めるものとする。

（紛争の解決，準拠法及び裁判管轄）

第３２条　本契約の準拠法は日本法とする。

２　本契約又はその条項に関連し，両当事者間での相違，紛争が発生した場合は，両当事者は信義誠実の原則に従い，相互の協議によりこれを解決するものとする。

３　本契約に関する紛争については，甲の所在地を管轄する千葉地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため，本契約書２通を作成し，甲，乙それぞれ記名捺印の上，各１通を保管するものとする。

令和　　年　　月　　日

（甲）千葉県千葉市稲毛区弥生町１番３３号

国立大学法人千葉大学

契約担当役　事務局長　　松　浦　晃　幸　　　　印

（乙）〔住　所〕

〔企業名〕

〔氏　名〕 印

別表第１（第１条，第２条，第４条関係)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 氏　　　　名 | 所属部局・職名 | 役　割　分　担 |
| 甲 | ※　○○　○○ |  |  |
| ○○　○○ |  |  |
| 乙 | ※　○○　○○ |  |  |
| ○○　○○ |  |  |

　（注）「※」は研究代表者，「◎」は外部機関共同研究員を示す。

別表２－１（第７条，第８条，第１０条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 納　入　時　期 | 納　入　額 |
| 第１回 | 契約締結後の所定の期日まで | 円 |
| 第２回 | 令和　　年　　月　　日 | 円 |
| 第３回 | 令和　　年　　月　　日 | 円 |
| 第４回 | 令和　　年　　月　　日 | 円 |
| 第５回 | 令和　　年　　月　　日 | 円 |

別表第２－２（第７条，第８条，第１０条関係)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 直接経費 | 間接経費 | 研究料 | 合計 |
| 令和　　年度  令和　　年度  令和　　年度  令和　　年度  令和　　年度 | 円  円  円  円  円 | 円  円  円  円  円 | 円  円  円  円  円 | 円  円  円  円  円 |
| 計 | 円 | 円 | 円 | 円 |

　（消費税額及び地方消費税額を含む）

別表第３（第１１条関係)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 施　設　の　名　称 | 設　　　　　　備 | | |
| 名　称 | 規　格 | 数　量 |
| 甲 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 乙 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |